WestlawJapan 法令解説

【掲載官報】

平成 22 年 10 月 14 日 号外第 215 号

【法令名】

○独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 10 月 14 日 政令第 210 号

【管轄省庁】

厚生労働省

【施行期日】

平成 22 年 10 月 14 日

【制定の根拠規定】

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成17年法律第71号)第20条第6項

【法令のあらまし】

* 趣旨·目的

社会保険病院の存続を延長するため、社会保険病院を保有する独立行政法人年金・健康 保険福祉施設整理機構の存続期間を延長する。

* 要旨

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成22年法律 第48号)において、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期間が延長され、 同機構が解散する事業年度が、平成24年4月1日に始まる事業年度となったため、独立行政 法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令においても、同様の規定の整理を行う。

(第6条第1項関係)

[1]